

柏原市障害者計画及び 第4期障害福祉計画



平成27（2015）年3月

柏 原 市

計画策定の趣旨

2014年（平成26年）1月20日、わが国は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定する障害者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。

これにより、障害者の権利を保護し、障害者が教育や就労、交通機関や公共施設の利用など、あらゆる面で不自由さを感じることをない社会環境づくりが求められています。

本市では、平成21年3月に柏原市障害者計画を策定し、「すべての人が“ふつう”に暮らすことができる自立支援地域づくり」を基本理念として掲げ、障害者の「地域での自立と社会参加」をめざして、障害者施策に取り組んできました。また、この障害者計画の実施計画である「第3期柏原市障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）」に基づき、障害福祉サービスの提供と充実に取り組んできたところです。

本計画は、この「柏原市障害者計画（平成21年度～平成26年度）」及び「第3期柏原市障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）」の計画期間が満了することに伴い、根拠法である障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や府の指針や近年行われた障害者制度改革を踏まえて、「柏原市障害者計画及び第4期障害福祉計画」を策定するものです。

計画の期間

柏原市障害者計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とし、障害のある人を取り巻く社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適時見直しを行います。

障害福祉計画の期間は、国の基本指針で3年と定められています。第4期柏原市障害福祉計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間となります。

計画の期間

計画	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
本市の計画	前期（H21年度～） 柏原市障害者計画			柏原市障害者計画					
	第3期 柏原市障害福祉計画			第4期 柏原市障害福祉計画			第5期 柏原市障害福祉計画		
大阪府の計画	第4次大阪府障がい者計画（～H33年度）								
	第3期 大阪府障がい福祉計画			第4期 大阪府障がい福祉計画			第5期 大阪府障がい福祉計画		
国の計画	前期計画 H15年度～	障害者基本計画（第3次）					計画策定の趣旨と概要		

(1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害者権利条約（平成 18 年国連総会採択、平成 26 年批准）において、意思決定の尊重及び意思決定にあたり必要な支援が受けられる体制を構築することが国の責務とされ、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」においても、障害者等の自己決定の尊重及び意思決定の支援に対する配慮が、共生社会の実現に不可欠な要件と明記されています。

本計画の策定に当たっては、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を推進していくことに留意した計画策定を行います。

(2) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めることに留意した計画策定を行います。

(3) 相談支援・権利擁護の体制強化

改正障害者基本法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法等に規定する権利擁護の推進のため、相談支援体制の強化が必要です。

また、権利擁護を推進するための地域生活支援事業である成年後見制度利用支援事業の着実な実施、平成 28 年度の障害者差別解消法施行を見据えた関係機関との連携体制の構築、啓発体制の強化等に留意した計画策定を行います。

(4) 障害児支援体制の整備

教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることに留意した計画策定を行います。

基本理念

すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有と障害者の固有の尊厳を目的とする障害者権利条約の批准、そして障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とする改正障害者基本法を踏まえ、本計画の基本理念を次の通りとします。

障害の有無によって分け隔てられることなく、
すべての人が基本的人権を有する個人として尊重され、
その尊厳にふさわしい暮らしが実現できる共生の地域社会づくり

基本目標

基本目標1 早期発見・早期療育とインクルーシブ教育体制の構築

障害を早期に発見し、また早期に療育に結び付けることにより、障害の軽減を図るとともに、一人ひとりの個性を伸ばし、能力を高めることができるようめざします。また、障害の状態や保護者のニーズに応じて就学前教育・保育や学校教育が選択できるよう、支援教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが「共に生き、共に学び、共に育つ」保育・教育を受けることができるよう、インクルーシブ教育体制の構築をめざします。

基本目標2 地域での自立した生活への支援

生まれ育ち、また住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けていくために、障害のある人の様々なニーズに応じていけるよう、相談・情報提供体制の充実を図るとともに、住まいや医療・保健・福祉の施策の充実をめざします。

基本目標3 就労や社会参加活動への支援

障害のある人の状態やニーズに応じて就労の選択が可能となるよう、多様な就労形態や就労の場を確保するとともに、就労に向けての訓練の充実をめざします。また、障害のある人がより豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習やスポーツ、芸術文化活動、気軽に集える居場所等の充実をめざします。

基本目標4 安全・安心な生活環境の整備

障害のある人が、安全に安心して、住まいで暮らし、まちで移動ができるよう、バリアフリーなまちづくりを推進するとともに、防災や防犯のまちづくりをめざします。

基本目標5 差別の解消及び権利擁護の推進

障害のある人も、障害のない人も地域で共に暮らしていけるよう、相互の理解を深めるとともに、障害のある人に対する差別を解消し、また権利擁護のための制度・サービスの利用の促進や虐待防止を図り、人権を守るしくみの構築をめざします。

施策の体系

基本理念	基本目標		施策内容
障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が基本的な人権を有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい暮らしが実現できる共生の地域社会づくり	1	早期発見・早期療育とインクルーシブ教育体制の構築	(1) 障害のある子どもの一貫した相談支援体制の整備
			(2) 早期発見・早期療育の充実
			(3) 就園・就学相談支援体制の整備
			(4) 療育の充実
			(5) インクルーシブ教育の充実
			(6) 施設のバリアフリー化の促進
	2	地域での自立した生活への支援	(1) 障害のある人の相談支援体制の充実
			(2) 情報・コミュニケーションの充実
			(3) 医療や保健等の充実
			(4) 障害福祉サービスの充実
			(5) 地域生活支援事業の充実
			(6) 障害のある児童の支援の充実
			(7) その他福祉サービスの充実
			(8) 福祉人材の養成・確保
	3	就労や社会参加活動への支援	(1) 雇用・就労の充実
			(2) 職業リハビリテーションの充実
			(3) 生涯学習活動の促進
			(4) スポーツ・芸術文化活動の推進
			(5) 社会参加のための支援
	4	安全・安心な生活環境の整備	(1) ユニバーサルデザインの社会づくり
(2) 防災・防犯対策の充実			
5	差別の解消及び権利擁護の推進	(1) こころのバリアフリー	
		(2) 権利擁護の推進	

地域生活移行と就労支援に関する目標数値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市においては、平成 25 年度末時点の入所施設の利用者は 39 人で今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム等に移行する者の数を勘案し、平成 29 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を 6 人と設定します。その結果、地域移行者数は平成 25 年度末時点で 39 人の 12.8%に相当することとなります。また、入所者の削減数の目標を 7.7%の 3 人とします。

項目		数 値	備 考
平成 25 年度末施設入所者数		39 人	
目 標	平成 29 年度までの地域移行目標	6 人 (15.3%)	国指針：12%以上地域移行
	目標削減数	3 人 (7.7%)	国指針：4%以上削減

(2) 地域生活支援拠点等の整備

平成 29 年度末までに、障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点等を整備することを基本目標に設定します。

障害者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、居住支援の拠点の設置に向けた検討を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

府の設定による 1.5 倍の目標で府内按分による本市の人数は 11 人となっており、本市においては、平成 29 年度末において福祉施設から一般就労に移行する人を、平成 24 年度の実績 5 人の 2.2 倍の 11 人を目標とします。

項目		数 値	備 考
平成 24 年度就労移行者数 (A)		5 人	
平成 25 年度就労移行者数 (B)		1 人	
目 標	平成 29 年度末就労移行者数 (C)	11 人	国指針：平成 24 年度実績の 2 倍以上 府指針：平成 24 年度実績の 1.5 倍以上
	実績に対する倍率(D)=C/A	2.2 倍	

(4) 就労移行支援事業の利用者数

本市においては、平成 25 年度の就労移行支援事業の利用者数 6 人の 6 割以上の増加を見込み、10 人を目標とします。

項目		数 値	備 考
平成 25 年度の就労移行支援事業の利用者数		6 人	
目 標	平成 29 年度の就労移行支援事業の利用者数	10 人 (1.6 倍)	国指針：平成 25 年度末の利用者数の 6 割以上

(5) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

本市においては、現在、市内に就労移行支援事業所はありませんが、新たに就労移行支援事業所ができた際には、国の基本方針にあわせて、就労移行率が 30%以上である事業所を全体の 5 割以上とすることを目指します。

項目		数 値	備 考
目 標	平成 29 年度末において就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合	50%	国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

(6) 就労継続支援（B 型）事業所における工賃の平均額

就労継続支援（B 型）の工賃の平均額については、平成 25 年度実績額に 34.2%を増した額の 7,549 円とします。

項目		数 値	備 考
平成 25 年度の工賃の平均額		5,625 円	
目 標	平成 29 年度の工賃の平均額	7,549 円	府指針：平成 25 年度実績額の 34.2%以上

障害者総合支援法

自立支援給付

障害福祉サービス

介護の支援を受ける「介護給付」と
訓練の支援を受ける「訓練等給付」があります。

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ[®]）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 共同生活介護（ケアホーム）

訓練等給付

- 自立訓練（機能・生活）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A・B型）
- 共同生活援助（グループホーム）

相談支援

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

- 補装具費の支給（購入・修理）

地域生活支援事業

市が地域の実情に応じ、個別に実施する事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 相談支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 地域活動支援センター事業
- その他の事業（訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、生活支援事業、点字・声の広報等発行事業、自動車運転免許取得・改造助成事業）
- 自発的活動支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業

児童福祉法

障害児支援サービス

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 計画相談支援
- 医療型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 障害児相談支援

障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービスの見込量

① 訪問系サービス（月平均）

サービス種別	項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	利用者数	人	114	125	136
	利用時間数	時間	1,964	2,148	2,331
重度訪問介護	利用者数	人	6	6	6
	利用時間数	時間	982	982	982
同行援護	利用者数	人	21	23	25
	利用時間数	時間	266	291	315
行動援護	利用者数	人	10	11	12
	利用時間数	時間	275	304	334
重度障害者等包括支援	利用者数	人	0	0	0
	利用時間数	時間	0	0	0

② 短期入所（月平均）

短期入所	利用者数	人	18	18	18
	利用日数	人日	148	148	148

③ 日中活動系サービス（月平均）

生活介護	利用者数	人	128	136	144
	利用日数	人日	2,354	2,498	2,641
自立訓練	利用者数	人	6	6	6
	利用日数	人日	83	83	83
就労移行支援	利用者数	人	9	9	9
	利用日数	人日	146	146	146
就労継続支援（A型）	利用者数	人	23	28	33
	利用日数	人日	443	538	634
就労継続支援（B型）	利用者数	人	109	115	121
	利用日数	人日	1,610	1,694	1,779
療養介護	利用者数	人	3	3	3

④ 居住系サービス（月平均）

共同生活援助	利用者数	人	50	52	54
施設入所支援	利用者数	人	39	38	37

⑤ 相談支援（サービス利用計画等の作成）（月平均）

計画相談支援	利用者数	人	35	35	34
地域移行支援	利用者数	人	1	1	1
地域定着支援	利用者数	人	1	1	1

※計画相談支援は児童を含む。

2

地域生活支援事業の見込量

①必須事業

サービス種別		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有
障害者相談支援事業		力所	4	4	4
基幹型相談支援センター		有無	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		有無	無	無	無
住宅入居等支援事業		有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		有無	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	無
意思疎通支援事業（年間）					
手話通訳者設置事業	人数	人	2	2	2
手話通訳者派遣事業	実利用人数	人	31	31	31
要約筆記者派遣事業	実利用人数	人	0	0	0
手話通訳者奉仕員養成研修事業	人数	人	40	40	40
日常生活用具給付等事業（年間）					
介護・訓練支援用具		件	12	12	12
自立生活支援用具		件	35	35	35
在宅療養等支援用具		件	7	7	7
情報・意思疎通支援用具		件	12	12	12
排泄管理支援用具		件	1,335	1,335	1,335
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）		件	1	1	1
移動支援事業（年間）	利用者数	人	156	171	186
	利用時間	時間	17,465	18,797	20,219
地域活動支援センター（年間）	箇所数	力所	1	1	1
	利用者数	人	22	22	22

②任意事業

必須事業のほか、この計画では次の事業を実施します。

- 訪問入浴サービス事業
- 日中一時支援事業
- 生活支援事業
- 点字・声の広報等発行事業
- 自動車運転免許取得・改造助成事業

3

児童福祉法に基づくサービスの見込量（月平均）

サービス種別		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用者数	人	11	11	11
	利用日数	人日	103	103	103
医療型児童発達支援	利用者数	人	4	5	6
	利用日数	人日	43	54	64
放課後等デイサービス	利用者数	人	81	100	119
	利用日数	人日	664	820	976
保育所等訪問支援	利用者数	人	3	3	3
障害児相談支援	利用日数	人	5	7	8

計画の推進・評価体制

1

計画の推進

(1) 制度の周知及び相談支援体制等の充実

広報やウェブページなどを活用し、制度の周知を行うとともに、府や柏原市障害者自立支援協議会との連携を図り、総合的な相談支援体制の充実を図り、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

(2) 総合的なケアマネジメント体制の推進

地域でサービスを必要としている障害者に対して、サービス支給決定前にケアマネジメントを実施し、支給決定の参考とすることや障害のある方等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスを総合的かつ適切な利用の支援等を行うため、障害のある人や家族からの相談に応じて、個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切な支給決定ができるよう、ケアマネジメント体制の充実を図っていきます。

(3) 障害福祉サービス等の充実

今後も、障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス）及び地域生活支援事業の充実を図ります。

また、サービス量の充実だけでなく、質の向上も求められることから、施設や事業者がサービス提供等に関してさまざまなネットワークを構築できるよう、情報の共有などを行っていきます。

(1) 国及び府、関係機関等との連携

計画の円滑な推進にあたっては、国及び府の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、近隣市町村との連携をめざします。

また、保健・医療、福祉、教育、労働、建設など広範な分野にわたる総合的な施策の展開については、庁内関係課及び社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、民生・児童委員、ボランティア、障害者団体、サービス提供事業者、企業等との連携を密に図り、計画を総合的に推進します。

(2) 計画の点検・評価体制の構築

柏原市は、本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、柏原市障害者自立支援協議会等との連携を行い、「計画（Plan）-実施・実行（Do）-点検・評価（Check）-処置・改善（Action）」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づき、計画の成果目標については年1回、活動目標については年2回の評価・点検を行い、必要な場合は計画の見直しを行い、情報公開をしていきます。

柏原市の相談支援機関

下記の相談支援センターにて、各障害種別に応じた相談を行っています。

機関名	住所	電話
柏原市障害者生活相談支援センター	柏原市本郷 3-9-62	072-971-2039
地域生活支援センターさんねっと	柏原市国分本町 1-3-33-301	072-978-1880
地域生活支援センター かしわら「くまのいえ」	柏原市田辺 1-2-21	072-978-6073

柏原市障害者計画及び 第4期障害福祉計画 概要版

発行日：平成27（2015）年3月

編集・発行：柏原市健康福祉部障害福祉課

〒582-8555 柏原市安堂町1番55号

TEL：072-972-1501 FAX：072-972-2200

e-mail：shogai@city.kashiwara.osaka.jp